

下呂市上下水道事業について

令和3年10月8日

下呂市役所生活部上下水道課

下呂市水道事業の概要

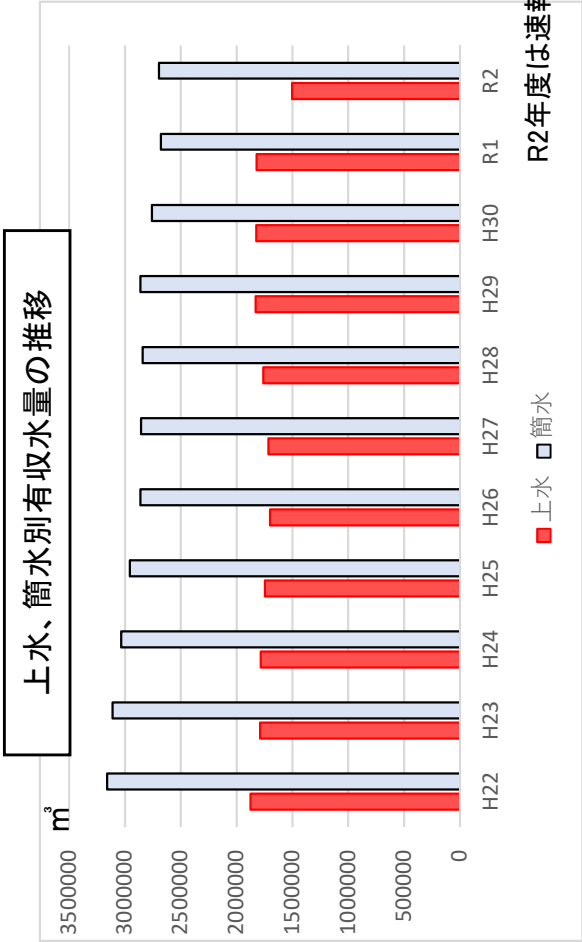
・下呂市では大きく分けて2つの水道事業を運営しています。

令和2年3月31日現在

事業	給水区域	給水人口	主要施設	管路延長
上水道	東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、萩原町西上田（一部）	計画 7,600人 現在 6,374人	水源 2箇所 浄水場 1箇所 配水池 9箇所	約 67km
簡易水道等※ 〔萩原地域 6簡水 小坂地域 4簡水 下呂地域 9簡水 金山地域 3簡水 馬瀬地域 1簡水 計 23簡水〕	上記以外	計画 33,310人 現在 25,042人	水源 37箇所 浄水場 28箇所 配水池 49箇所	約501km

上水道とは・・・給水人口5,001人以上の上水道。簡易水道等とは・・・給水人口5,000人以下の水道。

※飲料水供給施設3施設を含む。



平成22年度の有収水量を100とした場合・・・

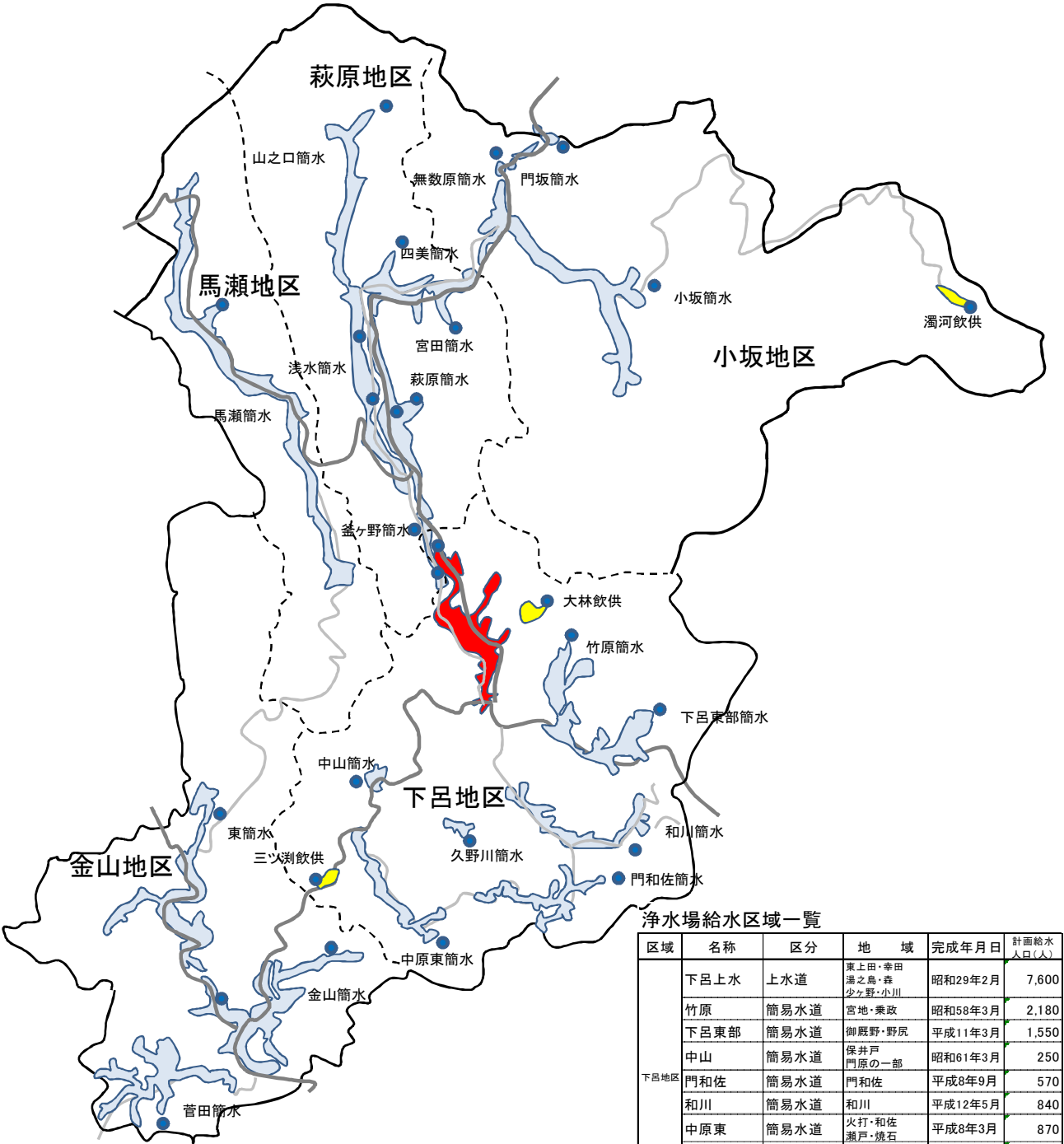
令和元年度の有収水量は上水道97.1、簡易水道は84.7

上水道 (H22)1,874,198^{m³} → (R1)1,820,382^{m³}

簡易水道 (H22)3,160,253^{m³} → (R1)2,679,259^{m³}

9年間平均で、上水道は年0.3減、簡易水道は年1.7減。

下呂市給水区域図



(凡例)

- 浄水場
- 上水道給水区域
- 簡易水道給水区域
- 飲料水供給施設給水区域

浄水場給水区域一覧

区域	名称	区分	地 域	完成年月日	計画給水人口(人)
下呂地区	下呂上水	上水道	東上田・幸田 湯之島・森 釜ヶ野・小川	昭和29年2月	7,600
	竹原	簡易水道	宮地・兼政	昭和58年3月	2,180
	下呂東部	簡易水道	御殿野・野尻	平成11年3月	1,550
	中山	簡易水道	保井戸 門原の一部	昭和61年3月	250
	門和佐	簡易水道	門和佐	平成8年9月	570
	和川	簡易水道	和川	平成12年5月	840
	中原東	簡易水道	火打・和佐 瀬戸・焼石	平成8年3月	870
	久野川	簡易水道	久野川	平成11年8月	160
	大林	飲料水給水施設	大林	平成14年3月	50
	三ツ瀨	飲料水給水施設	三ツ瀨	平成17年3月	30
小坂地区	小坂	簡易水道	大垣内・小坂 大島・落合	昭和60年11月	4,650
	無数原	簡易水道	無数原・岩崎 門坂の一部	昭和57年6月	190
	門坂	簡易水道	門坂	平成8年3月	110
	濁河	飲料水給水施設	濁河	昭和60年9月	20
萩原地区	萩原	簡易水道	萩原・桜洞 上村・花池	昭和29年12月	4,790
	浅水	簡易水道	上呂・羽根 野上・尾崎	昭和43年8月	4,040
	宮田	簡易水道	宮田・大ヶ洞 奥田・上呂	平成7年4月	1,240
	四美	簡易水道	四美	平成5年4月	480
	山之口	簡易水道	山之口 尾崎1区・2区	平成11年11月	880
	釜ヶ野	簡易水道	西上田	昭和55年4月	580
金山地区	金山	簡易水道	金山・大船渡 下原・福来 中津原・田島	昭和38年12月	4,500
	菅田	簡易水道	菅田	平成2年9月	1,580
	東	簡易水道	乙原・祖師野	昭和59年5月	2,150
馬瀬地区	馬瀬	簡易水道	馬瀬全域	平成8年3月	1,600

水道料金 1ヶ月当たりの比較

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (㎡)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/㎡、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(円、税込み)							
					15㎡	20㎡	30㎡	50㎡	100㎡	150㎡	300㎡	500㎡
上水道	φ13	10	1,067	110	1,778	2,383	3,593	6,013	12,063	18,113	36,263	60,463
	φ20	20			3,520	4,730	7,150	13,200	19,250	37,400	61,600	
	φ25	なし	5,629		8,006	8,611	9,821	12,241	18,291	24,341	42,491	66,691
	φ30		9,124		11,851	12,456	13,666	16,086	22,136	28,186	46,336	70,536
	φ40		17,086		20,609	21,214	22,424	24,844	30,894	36,944	55,094	79,294
	φ50		32,134		37,162	37,767	38,977	41,397	47,447	53,497	71,647	95,847
	φ75		87,572		98,144	98,749	99,959	102,379	108,429	114,479	132,629	156,829
簡水	規定なし	10	1,429	124	2,253	2,935	4,299	7,027	13,847	20,667	41,127	68,407

・料金区分を大別すると、用途別、口径別、その他となります。

用途別：水使用の用途に応じて価格差を設定するもの。負担力が高い特定の用途(業務用)に対して高い料金を設定する一方、一般用に對しては低廉な料金を設定しています。例)一般用、官公署学校用、営業用、工場用、公衆浴場用等。

→頻繁に変わる営業形態や用途に対応しきれず、明確な区分の定めも困難なことから採用する自治体は減少傾向。

口径別：メーター口径を基準に価格差を設定するもの。大口径は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用を多く負担すべきという観点から設定しています。

→下呂市上水道事業で採用中。用途別から移行する自治体が増加。

その他：用途別でも口径別でもないもの。

→下呂市簡易水道事業で採用中。

岐阜県下の上水道、簡易水道料金等

(1ヶ月当たり、φ13mm、単位:円、税込み、※は税抜き)

	市町村名	上水道(R3.4.1)			簡易水道(R元.4.1)			
		基本料金等	10m ³ 当たり	20m ³ 当たり	施設数	10m ³ 当たり	備考	H25数
1	八百津町	2,233	2,233	4,466				3
2	御嵩町	※ 990	1,881	4,158				
3	坂祝町	2,134	2,130	4,110				
4	川辺町	※ 1,905	2,095	4,020				
5	瑞浪市	※ 1,100	2,145	3,905				
6	土岐市	※ 1,100	2,035	3,905				
7	美濃加茂市	※ 1,750	1,925	3,850				
8	富加町	※ 1,740	1,914	3,729				
9	恵那市	※ 2ヶ月2,500	2,272	3,724				15
10	海津市	1,650	1,650	3,630				
11	関ヶ原町	※ 1,200	1,320	3,520				
12	可児市	583	1,738	3,498				
13	中津川市	1,320	2,200	3,410				20
14	池田町	※ 2ヶ月3,200	1,870	3,300				
15	養老町	1,650	1,705	3,185	1	1,500	組合営	
16	多治見市	※ 640	1,628	3,168				
17	安八町	※ 1,300	1,430	2,860				
18	郡上市	※ 2ヶ月2,400	1,320	2,640				38
19	高山市	※ 500	1,188	2,618				23
20	岐阜市	※ 2ヶ月1,370	885	2,579	3	666~2,500	組合営	5
21	飛騨市	※ 1,000	1,100	2,530				32
22	美濃市	660	1,485	2,475				5
23	各務原市	※ 710	1,221	2,431				
24	山県市	※ 1,000	1,100	2,420	2	1,100	統一料金	2
25	下呂市	※ 1,067	1,173	2,383	20	1,571		20
26	大野町	1,100	1,177	2,277				
27	垂井町	※ 880	960	2,170	2	960	統一料金	2
28	本巣市	※ 900	1,067	2,112				5
29	羽島市	※ 2ヶ月1,720	940	1,990	1	940	統一料金	1
30	輪之内町	1,100	1,100	1,980				
31	大垣市	2ヶ月1,540	960	1,950	2	660		4
32	瑞穂市	2ヶ月1,760	935	1,925				1
33	関市	※ 2ヶ月1,120	836	1,716				11
34	岐南町	※ 2ヶ月1,174	713	1,703				
35	神戸町	2ヶ月1,650	825	1,645				
36	揖斐川町	※ 2ヶ月1,400	847	1,617	21	847	統一料金	21
37	笠松町	※ 2ヶ月1,166	694	1,607				
38	北方町	880	957	1,573				
39	東白川村	上水道なし			1	2,640		1
40	白川町				5	1,853		5
41	七宗町				1	1,833		1
42	白川村				1	515		1
	県下平均		1,412	2,810	60施設			216施設

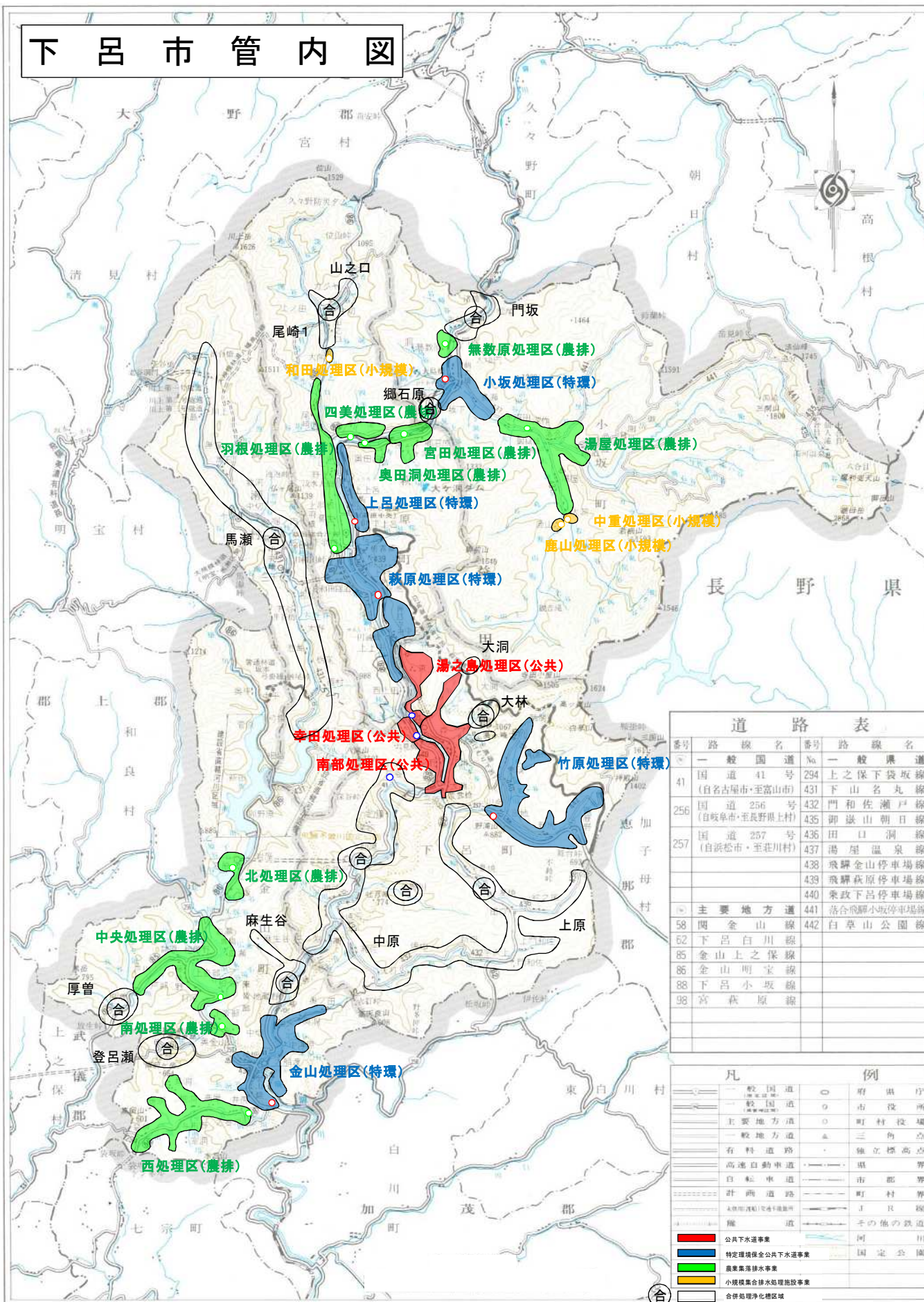
下呂市下水道事業の概要

令和2年3月31日現在

下呂市では4つの下水道事業を運営。事業名は様々ですがどの事業も生活雑排水を管渠で集め処理場で処理する集合排水方式。

事業	処理場	処理区域	供用開始 年度	計画処理 人口	管路延長	普及率 % (接続/整備戸数)
公共下水道	幸田	幸田、少ヶ野の一部	H1	2,650人	4.6 km	94.98%
	湯之島	東上田、湯之島、森の一部	H8	4,090人	21.8 km	65.04%
	下呂南部	森、小川、少ヶ野	H17	4,300人	37.1 km	96.87%
特定環境保全 公共下水道	上呂	上上呂、下上呂	H11	8,350人	13.8 km	94.10%
	萩原	桜洞、萩原上、萩原中、萩原下、上村、 花池、中呂、古関、跡津、西上田	H18	5,210人	62.6 km	74.31%
	小坂	大垣内、小坂町、大島、坂下、長瀬	H16	1,850人	26.6 km	80.63%
	竹原	御厩野、野尻、宮地、乗政	H12	3,090人	58.6 km	83.49%
	金山	金山、下原	H11	3,490人	44.6 km	90.39%
	宮田	宮田、大ヶ洞	H6	1,410人	12.2 km	99.69%
農業集落排水	奥田洞	奥田洞	H8	370人	4.7 km	97.59%
	四美	四美	H12	510人	7.1 km	92.79%
	羽根	尾崎2、尾崎3、野上、羽根	H10	4,100人	31.5 km	96.97%
	無数原	無数原	H10	180人	1.3 km	75.00%
	湯屋	赤沼田、落合、湯屋、大洞の一部	H19	2,540人	16.6 km	66.16%
	金山西	菅田	H10	1,670人	23.8 km	87.37%
	金山中央	東の一部	H9	1,760人	25.6 km	91.46%
	金山南	東の一部	H10	180人	3.7 km	92.31%
小規模集合排水	金山北	東の一部	H12	250人	4.8 km	88.00%
	和田	尾崎1の一部	H9	50人		75.00%
	鹿山	大洞の一部	H9	80人	0.6 km	91.67%
	中重	大洞の一部	H10	80人	1.1 km	80.00%
合併浄化槽		門坂、山之口、馬瀬、上原、中原等	上記下水道事業とは違い、個別に処理する方式です。			

下呂市管内図



道路表			
番号	路線名	番号	路線名
41	一般国道 294 上之保下袋坂線 (自名古屋市・至富山市)	431	下山名丸線
256	国道 256 号 (自岐阜市・至長野県上村)	432	門和佐瀬戸線
257	国道 257 号 (自浜松市・至花川村)	435	御嶽山朝日線
		436	田口洞線
		437	湯屋温泉線
		438	飛騨金山停車場線
		439	飛騨萩原停車場線
		440	東政下呂停車場線
		441	落合飛騨小坂停車場線
58	関ヶ原金山線	442	白草山公園線
62	下呂白川線		
85	金山上之保線		
86	金山明宝線		
88	下呂小坂線		
98	宮萩原線		

凡例	
一般国道	府県庁
一般国道	市役所
主要地方道	町村役場
一般地方道	三角点
有料道路	独立標高点
高速自動車	県界
自動車道	市郡界
計画道路	町村界
市町村道 (完成1通面所)	J R 線
離道	その他の鉄道
公共下水道事業	河川
特定環境保全公共下水道事業	国定公園
農業集排水事業	
小規模集排水処理施設事業	
合併処理浄化槽区域	

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を使用しました。(測量法第30条に基づく成果使用承認 平5第使、第30号)

H12.12 総合地図株式会社・調製
 名古屋052-916-2621代

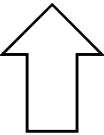
下水道料金 1ヶ月当たり

	基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/ m^3 、税抜き)	使用水量ごとの下水道料金(円、税込み)					
				15 m^3	20 m^3	30 m^3	50 m^3	100 m^3	500 m^3
下水道	10	1,715	143	2,673	3,459	5,032	8,178	16,043	78,963

※下水道以外(井戸水等)を下水道に流す場合はメーター設置が必要で、別途メーター使用料が必要。

(参考) 平成27年3月までの下水道料金(1ヶ月)

	家族人数	基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税込み)	超過料金 (円/ m^3 、税込み)	その他
公共	～3人	20	2,138	規定なし	一般家庭以外に事業所用料金 基本水量: 20 m^3 基本料金: 2,079円 従量料金: 126円～162円
	4人	25	2,786		
	5人	30	3,434		
	6人	35	4,190		
	7人	39	4,795		
	8人	43	5,400		
	9人	47	6,004		
	以降1人増につき4 m^3 の加算				
他	規定なし	10	1,852	143	



基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/ m^3 、税抜き)
10	1,715	143

※平成21年に、公共下水道以外の料金を統一。

※料金改定は平成18年度の使用料総額と同等となるよう設定したもの。

料金統一までの経緯 H16年 H21年 H27年 R3年

下呂地域	公共下水道		合併前の料金	公共下水道以外を統一 市内統一
	公共	以外		
萩原地域			合併前の料金	
小坂地域			合併前の料金	
金山地域			合併前の料金	

※馬瀬地域は下水道未整備。

県内市町村別下水道料金(税抜き)

平成30年9月時点

	市町村名	基本料金(円)	30m ³ /月(円)	備考
1	揖斐川町	4,000	5,600	
2	恵那市	3,600	5,250	
3	山県市	2,000	5,000	
4	垂井町	2,000	5,000	
5	郡上市	2,400	4,950	
6	瑞浪市	1,800	4,800	
7	海津市	1,600	4,800	
8	養老町	2,000	4,700	
9	関ヶ原町	1,800	4,600	
10	土岐市	1,600	4,600	
11	瑞穂市	1,600	4,600	
12	下呂市	1,715	4,575	基本料金は上から16番目
13	神戸町	1,500	4,500	
14	輪之内町	1,500	4,500	
15	安八町	1,500	4,500	
16	御嵩町	1,500	4,500	
17	八百津町	1,450	4,500	
18	可児市	670	4,470	
19	富加町	1,800	4,400	
20	本巣市	1,600	4,400	
21	美濃加茂市	1,400	4,400	
22	坂祝町	1,400	4,400	
23	美濃市	2,100	4,305	
24	川辺町	1,500	4,300	
25	飛騨市	2,000	4,200	
26	中津川市	1,900	4,200	
27	北方町	1,300	4,000	
28	高山市	1,300	3,900	
29	多治見市	1,200	3,800	
30	大垣市	2,372	3,570	上石津地区のみの料金設定あり
31	岐阜市	875	3,415	R2.4月に11.58%増の改定
32	白川村	1,429	3,349	
33	関市	1,050	3,300	
34	羽島市	1,100	3,200	
35	笠松町	990	3,190	
36	各務原市	1,740	3,145	
37	池田町	2,850	2,850	定額制
38	岐南町	1,650	2,665	

※用途別(一般家庭、公衆浴場用等)料金の設定がある市町村あり。

岐阜県HPより抜粋



水道料金の改定について

飛騨市資料

環境水道部 水道課

1. これまでの経緯

市では、今後の人口減少による水道料金の減少が見込まれる中で水道施設更新や耐震化を計画的に進め、水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため、中長期的な経営計画として『飛騨市水道事業経営戦略』を平成30年3月に策定しました。

この計画において、今後10年間の計画では、令和2年度並びに令和7年度にそれぞれ20%の料金値上げを行うこととしていましたが、料金収入が計画値に比べ若干上振れ傾向となったため、使用者の皆様への負担を増やさないよう、改定を2年間繰り延べしてきました。

しかし、これ以上、料金改定を遅らせれば将来の施設維持に大きな支障を来す状態となったことから、令和4年度には料金の値上げが必要となりました。

2. 基本方針

実績を考慮し最小限の値上げにとどめ、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年の料金収入目標額を18.1億円とします。

この額を確保するため値上げを行いますが、料金改定にあたっては高齢者世帯及び年金生活者世帯を中心に一般家庭への負担が増えないよう配慮します。

3. 改定案

① 『一般用料金に口径別を採用』

近年、全国的に口径別料金体系を採用する水道事業体の割合が増加しています。

これは、大口径の利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資や維持管理が必要となるため、小口径のものに比べて多く負担すべきという考え方によるもので、県内でも多くの事業体が採用しています。

このことから、飛騨市でも口径別料金体系を採用し、費用負担の公平性を確保します。

【参考】

岐阜県下 38市町の状況

用途別 3市町（瑞穂市、川辺町、飛騨市）

従量制 3市町（羽島市、海津市、輪之内町）

口径別 32市町（岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、八百津町、御嵩町、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、高山市、下呂市）

② 『高齢者世帯や年金生活者世帯への配慮』

家庭用の口径13mm及び口径20mmの基本料金を据置くことで、基本水量（10m³まで）内の料金は値上げがないことから高齢者世帯や年金生活者世帯では、料金引上げによる影響がほとんどありません。

また、これにより、一般家庭の負担増を最小限に抑えます。

【参考】

基本水量が10m³以下の世帯の割合 口径13mm：23.38% 口径20mm：17.95%

③ 『事業者に対しての負担軽減』

今回の改定により、事業者を中心とした大口径の利用者の基本料金が大幅に上昇しますので、急激な上昇を抑えるため激変緩和措置を講じることとし、口径25mm以上については、基本料金の増額相当分を1年間半額に減額することで、事業者の負担軽減を図ります。

料金改定（案）

【一般用】

基本料金 (税抜)	現行料金		改定後	
	10 m ³ まで 1,000 円		口径 13mm	1,000円
従量料金 (税抜)	11m ³ 以上20m ³ まで	130円/m ³	口径 20mm	1,000円
	21m ³ 以上	160円/m ³	口径 25mm	1,430円
			口径 30mm	2,440円
			口径 40mm	2,720円
			口径 50mm	6,320円
			口径 65mm	8,240円
			口径 75mm	9,960円
			口径100mm	11,030円

【公衆浴場用】

基本料金 (税抜)	現行料金		改定後	
	100m ³ まで 10,000円		12,000円	
従量料金 (税抜)	101m ³ 以上	27円/m ³	改定後	
			32円/m ³	

4. 改定率

経営戦略では、令和2年度及び令和7年度に、それぞれ料金を20%引き上げる計画としていましたが、料金収入が計画値に比べ若干上振れしたことから2年間繰り延べし、平均改定率も約16%に抑制します。

なお、次回の料金改定については、経営戦略に基づき毎年の実績を検証しながら5年後を目途に再検討を行っていきます。

5. 近隣自治体等との水道料金の比較

1ヶ月当たりの比較（口径20mm、税抜）

水量 (m ³)	飛騨市 (改定後)	飛騨市 (改定前)	高山市	下呂市	岐阜市	瑞浪市
10	1,000円	1,000円	1,480円	3,200円	1,007円	3,550円
20	2,600円	2,300円	2,780円	3,200円	2,455円	5,150円
30	4,500円	3,900円	4,730円	4,300円	3,995円	7,250円
40	6,400円	5,500円	6,680円	5,400円	5,535円	9,350円

※ 岐阜市は2ヶ月料金を1ヶ月当たりに換算して算出

6. 施行期日

令和4年4月請求分より（改正条例案を12月の市議会定例会に上程する予定です）

7. 説明会等の周知方法

8月以降、『住民説明会』の開催や書面で使用者の皆様へ周知を図っていきます。

下呂市上水道事業が抱える大きな課題

人口減少に伴う料金収入の減少

→下呂市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2030年に25,828人、2040年には20,834人に。

施設更新需要の増

→水道管路は、道路改良等に合わせた部分的な更新。

→下水処理場は供用開始後20年以上の施設がほとんどで、機器等の更新需要も高く、今後多額の更新費用も必要となってくる。

持続可能な上下水道事業に向けて

【水道事業】

現在の下呂市の水道料金は市町村合併前の料金制度、体系で構築されており、また過去に実施した簡易水道料金統一も、合併前の各町村の格差をなくすため中間あたりの料金を妥協点として設定した経緯がありますが、今後も水道事業を持続していくためには、そういった手法の料金設定には無理があります。

ライフラインとして無くすことのできない事業を継続するために、**法令や通達などに示されている基本原則に沿った新たな料金制度の構築と料金統一を図りたい。**

【下水道事業】

第二次総合計画では経費回収率の低い事業を廃止するとともに、下水道料金の値上げによる経営基盤の安定を図るとしています。

下水道事業は、水道事業のように代わりになるものがない事業ではなく、合併浄化槽という代替事業が存在しています。

不採算で小規模な下水道事業を合併浄化槽に転換し、下水道施設更新費用や管理費用を削減するとともに、残った下水道事業を持続するための料金の再設定を進めたい。

今後の上下水道運営委員会等スケジュール(案)

令和3年10月8日(金)13時30分～ 下呂庁舎

- ・新委員による初会合。会長、副会長を委員の互選により選出。
- ・上下水道事業の現状説明とともに上下水道料金改定、不採算下水道事業廃止に向けた概要説明。
- ・以降、2ヶ月に1回程度の委員会開催。以降の予定は審議の進捗状況による。

令和4年7月運営委員会 上下水道料金または下水道料金改定案策定

令和4年9月市議会定例会 上下水道料金または下水道料金改定案説明、報告
不採算下水道事業の廃止(合併浄化槽への切替)説明

令和4年9月～ 下水道廃止(合併浄化槽への切替)地区の住民説明会

令和5年3月運営委員会 水道料金改定案策定(ここまでに未策定の場合)

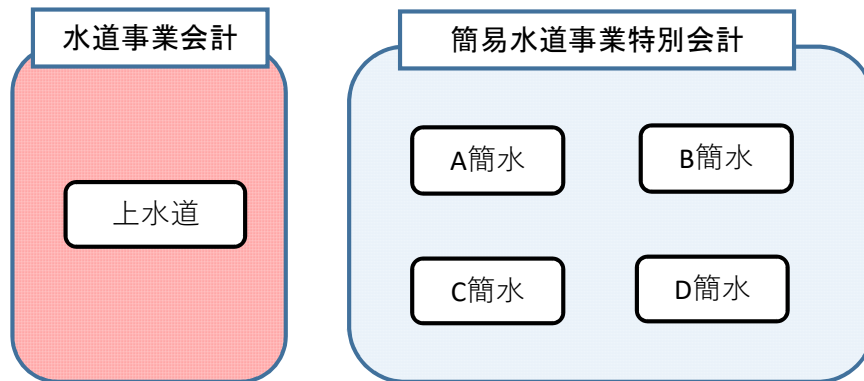
令和5年4月～ 上下水道料金改定について住民等説明会

令和5年12月市議会定例会 上下水道料金改定条例上程

令和6年4月 料金改定

統合の内容について

会計統合前

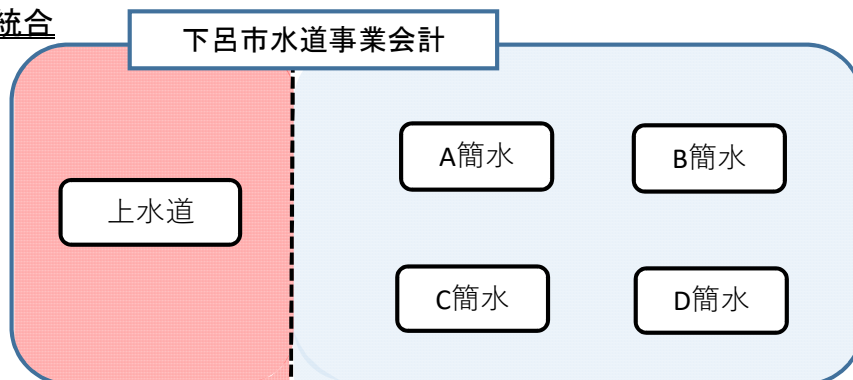


平成30年度までの下呂市。

損益・資産等の的確な把握、経営の健全化を図るため簡易水道事業特別会計は公営企業会計へ移行することを総務省より要請された。

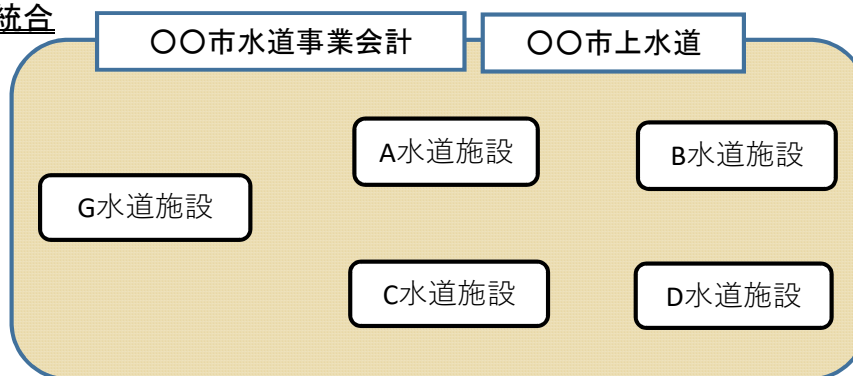


会計統合



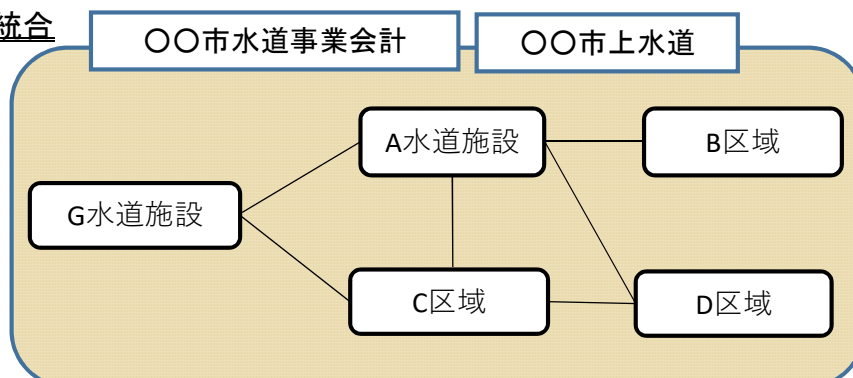
令和元年度からの下呂市。
会計は統合しているが、上水、簡水別々の経理となっている。

経営統合



高山市、飛騨市等。
水道事業を一つにまとめて経営する。給水人口は5000人以上となるため簡易水道の名称はなくなる。

事業統合



施設そのものを統廃合し広域化等を図る。中山間地では困難。